

日向市全市公園化事業補助金交付要綱

平成23年7月13日

日向市告示第101号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市全域を公園・憩いの場として捉え、緑豊かな美しい都市の形成を図る全市公園化事業（地域固有の資源及び特徴を活かした緑化スポットづくりに係る事業及び市街地の緑化推進に係る事業をいう。）を推進するため、日向市全市公園化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、補助金等の交付に関する規則（昭和46年日向市規則第8号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 助成の対象者となる者は、緑化を推進する個人及び団体（地域コミュニティまちづくり協議会、景観まちづくり協議会その他の団体）とする。

2 前項の規定にかかわらず、緑化を推進する個人又は団体の役員が日向市暴力団排除条例（平成23年日向市条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団関係者に該当するときは、補助金の交付の対象としない。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業、補助対象費用、補助上限額及び規模要件・補助回数は、次の表に定めるとおりとする。

| 補助対象事業 | | 補助対象費用 | 補助上限額 | 規模要件・補助回数 |
|---------|---|------------------------------|--------------------------|---|
| 生垣植栽事業 | 緑の景観づくりに寄与する法定道路（国道、県道及び市道をいう。以下同じ。）に隣接する生垣に係る樹木の植栽 | 樹木の苗の購入費用 | (1) 個人 3万円 (2) 団体 5万円 | (1) 植栽距離が5メートル以上のものに限る。 (2) 1申請者につき補助は1回限りとする。 |
| 沿道修景事業 | 沿道修景に寄与する法定道路に隣接する農地及び空き地に係る樹木及び花の植栽 | 樹木の苗又は花の種子（球根を含む。以下同じ。）の購入費用 | (1) 個人 3万円 (2) 団体 5万円 | 1申請者につき補助は1回限りとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。 |
| 公園等緑化事業 | 私設公園（市民へ無料開放するものに限る。）の緑化整備その他の市長が必要と認める緑化事業 | 樹木の苗又は花の種子の購入費用 | 10万円 | (1) 私設公園の面積は、概ね1,000㎡以上のものに限るものとする。 (2) 1申請者につき補助は1回限りとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。 |
| | | 植栽を目的とした土地の整備に関する重機の借上料等 | 20万円又は補助対象費用の1/2のいずれか低い額 | |

2 樹木の苗1本当たりの補助金の額は、次条の規定により補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）が提出する見積書の額又は樹木の苗の1本当たりの基準額（生垣植栽事業にあつては1,500円、沿道修景事業及び公園等緑化事業にあつては10,000円）のいずれか低い額

とする。

(交付申請)

第4条 交付申請者は、補助対象事業に着手する1ヶ月前までに、全市公園化事業補助金交付申請書(様式第1号)及び購入する樹木の苗又は花の種子の見積書(日向市内の事業所から購入するものに限る。)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは書類審査及び現地確認を行い、適当と認めるときは、当該申請者に対し全市公園化事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付申請の変更)

第6条 交付申請者は、前条の規定による申請内容に変更が生じた場合は、全市公園化事業変更補助金交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 第5条の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」)は、事業を完了したときは、全市公園化事業実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは事業完了の確認を行い、適当と認めるときは、補助金を支払うものとする。

(遵守事項)

第9条 交付決定者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) いけがきについては、事業が完了した日から5年間は樹木を伐採しないこと。
- (2) 樹木及び花については、健全な育成に努めるとともに定期的な維持管理を行うこと。

(助成決定の取り消し等)

第10条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、交付決定者に対して、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 交付申請について不正行為があったとき。
- (2) 前項各号に規定する遵守事項に違反したとき。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日告示第57号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年3月25日告示第33号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

全市公園化事業（緑豊かな美しい都市をめざす）補助金交付申請書

年 月 日

日向市長 様

住所(所在地)

団体名

氏名(代表者)

印

下記のとおり、日向市全市公園化事業補助金要綱第4条の規定により、補助金交付申請書を提出します。

| | | | | |
|-----------------|---------|----|-------|----|
| 事業名 | | | | |
| 実施予定時期 | 年 月 日 ~ | | 年 月 日 | |
| 実施箇所 | | | | |
| 事業の目的 | | | | |
| 計画平面図 | | | | |
| 植栽する樹木・花 の詳細 | 名称 | 規格 | 数量 | 適用 |
| | | | | |
| | | | | |
| | 計 | | | |

※ 添付書類 樹木の苗又は花の種子の見積書並びに実施箇所の位置図及び現況写真
公園等緑化事業において重機の借上料等を申請する場合には、借上料等見積書及び事業計画書

様式第2号（第5条関係）

全市公園化事業（緑豊かな美しい都市をめざす）補助金交付決定通知書

年 月 日

住所（所在地）

団体名

氏名（代表者）

様

日向市長

年 月 日付で提出のあった全市公園化事業補助金交付申請書については、日向市全市公園化事業補助金要綱第5条の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

| | | | | | | |
|---------------------------|---------------|----|----|----|----|----|
| 事業名 | | | | | | |
| 実施予定時期 | 年 月 日 ～ 年 月 日 | | | | | |
| 実施箇所 | | | | | | |
| 補助金の交付決定額 | 円 | | | | | |
| 植栽する樹木・花の詳細（補助金の内訳） | 名称 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 | 備考 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | 計 | | | | | |
| 公園等緑化事業重機の借上料等の詳細（補助金の内訳） | 名称 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 | 備考 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | 計 | | | | | |

※事業が完了したら実績報告書を提出してください。

受付No. _____

様式第3号（第6条関係）

全市公園化事業（緑豊かな美しい都市をめざす）変更補助金交付申請書

年 月 日

日向市長 様

住所（所在地）

団体名

氏名（代表者）

印

下記のとおり、内容に変更が生じたため、日向市全市公園化事業補助金要綱第6条の規定により、変更補助金交付申請書を提出します。

| | | | | |
|-----------------|---------------|----|----|----|
| 事業名 | | | | |
| 実施予定時期 | 年 月 日 ～ 年 月 日 | | | |
| 実施箇所 | | | | |
| 事業の目的 | | | | |
| 計画平面図 | | | | |
| 植栽する樹木・花 の詳細 | 名称 | 規格 | 数量 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| | 計 | | | |

※ 添付書類 樹木の苗又は花の種子の見積書並びに実施箇所の位置図及び現況写真
公園等緑化事業において重機の借上料等を申請する場合には、借上料等見積書及び事業計画書

様式第4号（第7条関係）

全市公園化事業（緑豊かな美しい都市をめざす）実績報告書

年 月 日

日向市長 様

住所（所在地）

団体名

氏名（代表者）

印

年 月 日付 第 号で補助金交付決定を受けた事業について、日向市全市公園化事業補助金要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

記

1. 事業の内容等

（1）事業名

（2）実施時期 年 月 日 ～ 年 月 日

（3）実施箇所

（4）事業内容

※ 添付書類

①事業関係写真（事業の着工前、実施中及び完了後の状況が分かる写真）

②公園等緑化事業において重機の借上料等の補助の交付があった場合には、①に加えて重機作業状況の写真及び領収書